

9. 小児救急電話相談事業実施状況

(平成21年2月1日現在)

	実施予定		事業開始 (実施予定) 年月日	実施日	実施時間帯	一般電話番号	携帯電話から 「#8000」接続の 可否	備考
	有	検討中						
	国庫補助 事業	事業						
1 北海道	○		H16.12.20	月～土	19:00 ~ 23:00	011-232-1599	○	
2 青森	○		H18.12.2	休日のみ	19:00 ~ 22:30	017-722-1152	○	
3 岩手	○	○	H16.10.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	019-605-9000	○	
4 宮城	○		H17.6.11	平日・休日	19:00 ~ 23:00	022-212-9390	○	
5 秋田	○		H18.10.2	平日・休日	19:30 ~ 22:30	018-884-3373	○	
6 山形	○		H19.3.1	月～土	19:00 ~ 22:00	023-633-0299	○	
7 福島	○		H19.7.27	平日・休日	19:00 ~ 翌朝8:00	024-521-3790	○	
8 茨城	○		H16.8.25	平日・休日	18:30 ~ 22:30	029-254-9900	○	
9 栃木		○	H17.11.15	平日・休日	19:00 ~ 23:00	028-600-0099	○	
10 群馬	○		H17.6.1	平日・土 日・祝日	19:00 ~ 0:00 9:00 ~ 0:00		○	
11 埼玉	○		H19.6.20	月～土 休日	19:00 ~ 23:00 9:00 ~ 23:00	048-833-7922	○	
12 千葉	○		H17.9.3	平日・休日	19:00 ~ 22:00	043-242-9939	○	
13 東京	○		H16.7.1	平日 休日	17:00 ~ 22:00 9:00 ~ 17:00	03-5285-8898	○	
14 神奈川	○		H17.7.1	平日・休日	18:00 ~ 22:00	045-722-8000	○	
15 新潟	○		H17.3.12	休日のみ	19:00 ~ 22:00	025-288-2525	○	
16 富山		○						休日夜間急患センターの付随業務として実施している。
17 石川	○		H16.9.11	平日・休日	18:00 ~ 23:00	076-238-0099	○	
18 福井	○		H17.4.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	0776-25-9955	○	
19 山梨	○		H19.8.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	055-226-3369	○	
20 長野	○		H18.12.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	0263-72-2000	○	
21 岐阜	○		H17.8.1	月～土 日・祝日	19:00 ~ 23:00 9:00 ~ 23:00	058-240-4199	○	
22 静岡	○		H18.7.1	平日・休日	18:00 ~ 23:00	054-247-9910	○	
23 愛知	○		H17.4.1	休日のみ	19:00 ~ 23:00	052-263-9909	検討中	
24 三重	○		H14.4.1	平日・休日	19:30 ~ 23:30	059-232-9955	○	
25 滋賀	○		H17.7.2	休日のみ	18:00 ~ 23:00	077-524-7856	○	
26 京都	○		H17.1.24	平日・日・祝日 土	19:00 ~ 23:00 15:00 ~ 23:00	075-661-5596	○	
27 大阪	○		H16.9.1	平日・休日	20:00 ~ 翌朝8:00	06-6765-3650	○	
28 兵庫	○		H16.11.21	月～土 日・祝日	18:00 ~ 0:00 9:00 ~ 0:00	078-731-8899	○	
29 奈良	○		H16.6.5	休日のみ	18:00 ~ 23:00	0744-21-1199	○	
30 和歌山	○		H17.10.2	平日・休日	19:00 ~ 23:00	073-431-8000	○	
31 鳥取	○		H21.2.1	平日・休日	19:00 ~ 23:00	03-5772-0576	○	
32 島根	○		H19.9.1	平日 休日	19:00 ~ 23:00 9:00 ~ 23:00	03-3478-1060	○	
33 岡山	○		H16.7.31	平日 休日	19:00 ~ 23:00 18:00 ~ 23:00	086-272-9939	○	
34 広島	○		H17.9.5	平日・休日	19:00 ~ 22:00	082-505-1399	○	
35 山口	○		H16.7.1	平日・休日	19:00 ~ 22:00	083-921-2755	○	
36 徳島	○		H19.6.16	平日・休日	18:00 ~ 23:00	088-621-2365	○	
37 香川	○		H17.1.29	平日・休日	19:00 ~ 23:00	087-823-1588	○	
38 愛媛	○		H20.1.1	休日のみ	19:00 ~ 23:00	089-913-2777	○	
39 高知	○		H19.12.15	休日のみ	20:00 ~ 翌日1:00	088-873-3090	○	
40 福岡	○		H16.10.30	平日・休日	19:00 ~ 23:00	093-662-6700 092-725-2540 0942-37-6116 0948-23-8270	○	
41 佐賀	○		H17.2.21	平日・休日	19:00 ~ 23:00	0952-30-1255	○	
42 長崎	○		H20.6.1	平日・休日	19:00 ~ 翌朝8:00	095-822-3308	○	
43 熊本	○		H17.6.1	平日・休日	19:00 ~ 0:00	096-364-9999	○	
44 大分	○		H17.4.1	月～土 日・祝日	19:00 ~ 翌朝8:00 9:00 ~ 17:00 19:00 ~ 翌朝8:00	097-503-8822	○	
45 宮崎	○		H17.11.3	休日のみ	19:00 ~ 23:00	0985-35-8855	検討中	
46 鹿児島	○		H19.8.20	平日・休日	19:00 ~ 23:00	099-254-1186	○	
47 沖縄		○						
計	43	2	2					

※「休日」には土日・祝祭日・年末年始の休暇を含む。

10. 救急医療体制の整備等

(厚生労働省)

(平成20年度予算額) (平成21年度予算案)
 [9,989百万円 → 20,515百万円]

救急医療対策は、昭和52年度から、初期、二次、三次救急医療施設及び救急医療情報センターの計画的かつ体系的整備を推進してきた。しかし、救急患者の受入れに時間を要した事案が相ぐ等、多くの課題が残されている。このため、平成21年度においては、救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う医師の手当への財政的支援、平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制の整備などを実施し、救急医療体制の充実を図る。なお、体系的な救急医療体制の拡充整備、ドクターヘリ導入促進事業、小児科・産科医療体制の集約化・重点化、救急救命士病院実習受入促進経費、自動体外式除細動器普及啓発事業等の一部については、医療提供体制推進事業(統合補助金)358億円の内数となる。

- (1) 体系的な救急医療体制の拡充整備 [16,796百万円]
 - ① 小児救急電話相談事業 { 520百万円 }
 - ② 初期救急医療体制 { 53百万円 }
 - ア. 小児初期救急センター運営事業(新規) (27百万円)
 - イ. 小児救急地域医師研修事業(47か所 → 47か所) (26百万円)
 - ③ 第二次救急医療体制 { 7,587百万円 }
 - ア. 管制塔機能を担う医療機関に対する支援事業(新規) (5,114百万円)
 - イ. 共同利用型病院(11地区) (123百万円)
 - ウ. 小児救急医療支援事業(238地区 → 267地区) (1,291百万円)
 - エ. 小児救急医療拠点病院(38か所 → 43か所) (866百万円)
 - オ. ヘリコプター等添乗医師等確保経費 (2百万円)
 - カ. 救急医療専門領域医師研修事業 (83百万円)
 - キ. 救急医療支援センター運営事業(新規) (109百万円)
 - ④ 第三次救急医療体制 { 5,459百万円 }
 - ア. 救命救急センター(70か所 → 92か所) (4,859百万円)
 - イ. 地域救命救急センター(6か所 → 7か所) (228百万円)
 - ウ. 心臓病等の専門医確保経費(70か所 → 92か所) (192百万円)
 - エ. 小児救急専門病床確保事業(10か所) (149百万円)
 - オ. 重症外傷機能確保事業(7か所 → 7か所) (31百万円)
 - ⑤ 休日・夜間において救急患者を受け入れる医療機関の勤務医確保事業(新規) (2,045百万円)
 - ⑥ 救急医療情報センター等(47か所 → 46か所) { 1,042百万円 }
 - ⑦ 救急医療トレーニングセンター運営事業(新規) { 90百万円 }
- (2) ドクターヘリ導入促進事業(16か所 → 24か所) [2,066百万円]

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率等の向上を図るため、救命救急センターにドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)を委託により配備する。
- (3) 小児科・産科医療体制の集約化・重点化 [107百万円]

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更(他科病床、他の診療機能など)を行う連携病院等を対象に支援を行う。
- (4) 救急救命士病院実習受入促進経費 [89百万円]

救急救命士の資質の向上を図るため、救急救命士の病院実習の受け入れ促進措置を講ずる。
- (5) 自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業 [46百万円]

非医療従事者がAEDを用いた積極的な救命活動が行われるよう講習の実施や普及・啓発等を行う。
- (6) 災害医療調査ヘリコプター運営事業 [10百万円]

災害発生時の被災地の医療調査を行うためのヘリコプターのチャーターに要する経費を措置する。
- (7) 災害拠点病院活動費 [10百万円]

災害派遣医療チーム(DMAT)が国主催の総合防災訓練に参加するために要する経費を補助する。
- (8) 災害派遣医療チーム研修事業(2か所 → 2か所) [67百万円]

災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT)の研修を実施する。
- (9) 広域災害・救急医療情報システム [16百万円]

災害時における全国ネットの災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う。
- (10) 国立病院等救急医療センター等(2か所 → 2か所) [33百万円]

交通事故による外傷患者に対応するため、国立病院(ナショナルセンター)に救急医療センター等を設置する。
- (11) 救急医療関係者研修経費 [21百万円]

救急医療に従事する救急専門医、看護師、救急救命士等の研修等を実施する。
- (12) 救急救命普及推進費 [3百万円]

国民に対し救急医療に関する知識の普及啓発を図る。
- (13) 周産期医療対策費 [1,252百万円]

出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に対する周産期医療体制の充実を図る。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

11. 消防法の一部を改正する法律案(仮称)の概要

傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関し意見を聴くため、消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置する等の改正を行う。

(1) 実施基準の作成

- ① 都道府県は、消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を定めなければならない。
- ② 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - イ 傷病者の心身等の状況(以下「傷病者の状況」という。)に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
 - ロ イに掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
 - ハ 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
 - ニ 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
 - ホ 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
 - ヘ ニ及びホに掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
 - ト イ～ヘに掲げるもののほか、傷病者の搬送及び受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項
- ③ 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。
- ④ 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、(4)に規定する協議会の意見を聴かななければならない。
- ⑤ 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- ⑥ ③～⑤については、実施基準の変更について準用する。

(2) 総務大臣及び厚生労働大臣の援助

総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(3) 実施基準の遵守等

- ① 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。
- ② 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

(4) 実施基準に関する協議等を行うための協議会

① 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織するものとする。

② 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

イ 消防機関の職員

ロ 医療機関の管理者又はその指定する医師

ハ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

ニ 都道府県の職員

ホ 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

③ 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

④ 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べるすることができる。

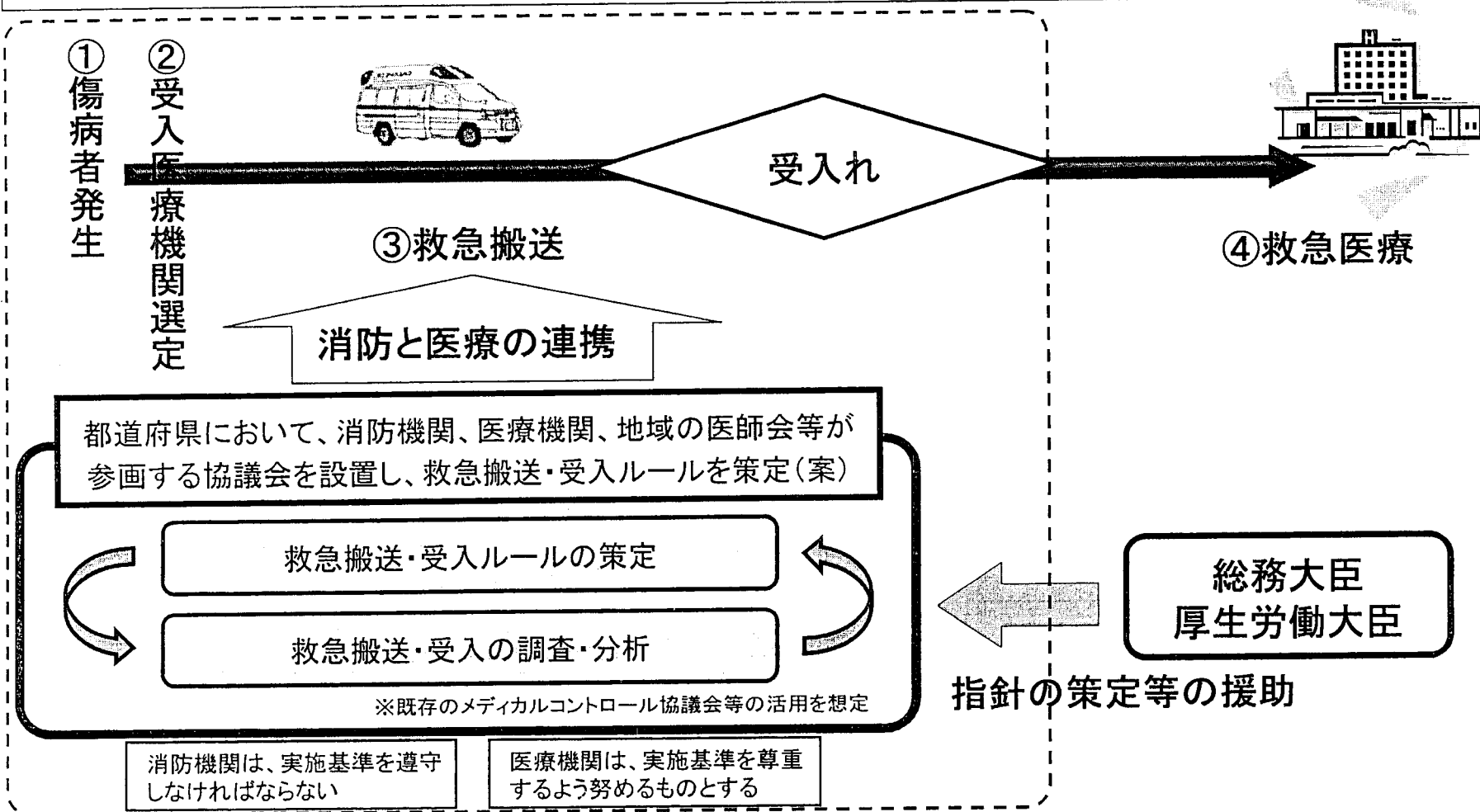
(5) 施行期日

公布の日から6月以内の政令で定める日

円滑な救急搬送・受入を確保するために必要な対策について

(消防法の一部を改正する法律案(仮称))

- 消防と医療の連携により、傷病者の搬送及び受入れを円滑に実施することが、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から、重要な課題となっている。
- このため、都道府県において、消防機関、医療機関、地域の医師会等が参画する協議会を設置し、救急搬送・受入ルールを策定することとする。



傷病者の搬送・受入れルール(案)

救急搬送・受入れルール

都道府県が策定する(医学的知見に基づき、かつ、医療計画との調和が保たれるように定める)

- ① 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するためのルール

総務大臣
厚生労働大臣

指針の策定等の援助

協議会

意見

消防機関は、実施基準を遵守しなければならない

医療機関は、実施基準を尊重するよう努めるものとする

傷病者の搬送・受入れに関する協議会(案)

協議会

都道府県が組織する

① 構成メンバー

- ・ 消防機関の職員
- ・ 医療機関の管理者又はその指定する医師（救命救急センター長など）
- ・ 診療に関する学識経験者の団体（地域の医師会）の推薦する者
- ・ 都道府県の職員
- ・ 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

② 役割

- ・ 救急搬送・受入ルールの協議
- ・ 救急搬送・受入の調査・分析など

※ 既存のメディカルコントロール協議会等の活用を想定

12. 「救急医療の今後のあり方に関する検討会」中間取りまとめの概要

平成20年7月30日
医政局指導課

主な提言内容

安心と希望の医療確保ビジョン

2 地域で支える医療の推進 (1) 救急医療の改善策の推進

ア 救急医療の充実

- ①量的充実
 - ・調査に基づく初期、二次、三次救急の更なる整備
- ②質的充実
 - ・管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の育成
 - ・医師等の交代勤務制の整備
 - ・地域全体の各医療機関の連携
 - 急性期を脱した患者を受け入れる病床の確保等
 - 救急患者の効率的な振り分け等
 - ・医療機関と消防機関との連携強化
 - 救急患者受入コーディネーターの配置等
 - ・住民との情報共有

イ 夜間・救急利用の適正化

- ①国民への普及啓発
 - ・夜間救急外来の適正利用等
- ②小児救急電話相談事業(#8000)の拡充等

第三次救急医療機関の充実

救命救急センターに対する新しい評価

- ・求められる機能の明確化、第三者の視点・検証が可能な評価、地域特性等を勘案した評価項目を導入
 - ・交代勤務制を含む病院勤務医の労働環境改善に係る評価項目を追加
 - ・評価結果をできる限り詳細に国民へ情報提供
- 等

救命救急センターの整備のあり方

- ・救命救急センターと同等の実績等がある施設であれば新たに救命救急センターとして位置づけ
 - ・ヘリコプター等による搬送やITの活用も検討
- 等

第二次救急医療機関の充実

第二次救急医療機関の状況及び今後の整備

- ・地域の実情に応じた取組を支援
 - ・救急医療機関の連携を推進しつつ、第二次救急医療機関の機能の充実を図る
 - ・全ての第二次救急医療機関について、診療体制や活動実績に関する調査を実施し、診療実績に応じた支援を検討
- 等

夜間・休日の救急医療を担う医師に対する財政的な支援

救急搬送における課題と円滑な受入れ推進について

医療機関と消防機関の連携

- ・病状に応じて適切な受入先医療機関・診療科に患者を振り分ける管制塔機能を整備
 - ・地域の実情に精通した医師等の救急患者受入コーディネーターの普及
 - ・小児救急電話相談事業(#8000)の拡充を検討
- 等

円滑な受入れ推進に向けた対応

- ・診療所医師の夜間・休日の外来診療や救急医療への参画を推進
 - ・院内トリアージを適切に行える医療従事者の育成と配置
 - ・救急医療体制の現状や転床・転院等に関する国民に理解を求める
- 等

・ER型救急医療機関については、まず正確な実態把握を行う

13. 救急医療用ヘリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討会 報告書概要

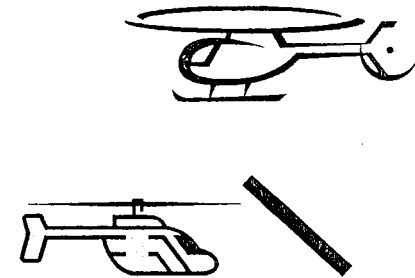
「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の成立・施行(平成19年6月)に伴い、ドクターヘリ運航のための助成金交付事業や、ドクターヘリの全国的な配備のあり方について検討

助成金交付事業に関する制度のあり方

- ・法第9条に基づく法人の登録に関する基準
- ・助成金交付事業の対象
 - ①基盤整備に要する費用、②運航に要する費用
 - ③運航円滑化のための費用、④調査研究に要する費用



助成金交付事業に係る登録に関する省令を制定(平成20年4月施行)



ドクターヘリの配備のあり方

- ・救命救急センターまでの陸路による搬送時間が30分(ヘリの飛行距離で50~70kmに相当)を超える地域の人口規模が大きい場合には、ドクターヘリの配備について検討が必要(なお、人口規模は小さくとも、離島やへき地等については配慮が必要)
- ・人口規模が大きい地域では複数配備の検討も必要
- ・一般的には、同一都道府県における複数配備は、追加配備による効果・効率性等について検証等を行った上で、段階的に進めることが考えられる
- ・飛行範囲内に隣県が含まれる場合、複数の都道府県による共同運用の検討も必要
- ・他の機関(消防等)が運用するヘリコプターとドクターヘリとの役割分担や連携体制の構築も必要であり、医療機関と消防機関等との協議の場の活用等が必要

ドクターヘリの運用のあり方



- ・ドクターヘリを配備した医療機関以外の医師を交代で搭乗させるといった複数の医療機関の共同運用方式
- ・効果的・効率的な運用のためには、関係者が協議する場等において、運航実績、救命効果等について継続的に検証し、改善に努めることが重要
- ・災害時のドクターヘリの運用方法について検討が必要
- ・安定的に運航を継続するためには、運航費用の確保のあり方についてさらに検討が必要

14. 平成20年度「救急の日」及び「救急医療週間」における行事実施状況

(各都道府県分)

都道府県	小児救急電話相談事業(※8000)の普及啓発その他小児救急の催し	ドクターヘリに関する普及啓発活動の実施	パンフレット等の配布	心肺蘇生法の実技講習	講習会、研修会等の実施	ポスターの作成及び掲示	新聞・テレビ等の広報	1日病院長、救急隊長等	救急医療功労者等の表彰	その他
北海道	小児救急医療講演会の実施(1か所1回)		○	○	○	○	○			HP掲載(1箇所)
青森県						○				
岩手県	小児・成人心肺蘇生法の実技指導(小児・乳児人形、成人人形を用いた心肺蘇生、AED実技指導)		○	○	○	○	○			DMAT及び救急蘇生(AED)に関するパネル展示(パネル数4枚) 県立東和病院職員を対象とした救急蘇生法等実技研修会は、9月2日から9月10日までに5回実施し65名が参加した。
宮城県			○	○		○	○	○	○	
秋田県	こども救急電話相談のポスター掲示		○	○		○				大看板1枚設置 救急フォーラム2008(県医師会主催)に講師派遣 消防庁及び厚生労働省作成の啓発用ポスターを関係機関に配布
山形県	一般公募した市民に対し、小児科医師の講話と救急隊員による小児と乳児を対象としたAEDの搬入・設置のためを含む心肺蘇生法の実技講習を実施		○	○	○	○	○		○	垂幕(1箇所1枚)、横断幕(2箇所2枚)、看板(1箇所1枚)、 救急協力医証の交付(165名)
福島県	小児救急電話相談事業のチラシを配布	県政広報媒体等において普及啓発活動を実施		○		○				
茨城県			○	○	○	○	○			
栃木県	小児救急電話相談事業の普及啓発 主に幼児保護者を対象とした幼児救急法講習会の実施			○	○	○	○		○	
群馬県	救急医療記念講演会来場者に、冊子(子どもの救急ってどんなとき?)・カード(群馬こども救急電話相談)を配布		○		○	○	○		○	
埼玉県	#8000広報(HP)					○	○		○	懸垂幕掲出(1箇所)
千葉県						○			○	
東京都			○				○		○	ポスター(1,200枚)
神奈川県	・シンポジウムの開催(県団体との共催) ※常時、小児救急電話相談事業についてホームページ掲載						○		○	
新潟県	・県庁舎及び地域機関庁舎において、来庁者等を対象に小児救急電話相談事業等に係る庁内広報放送を実施 ・小児救急電話相談事業及び小児救急冊子の普及啓発チラシの配布					○	○			AED普及啓発シールの作成・配布
富山県										情報ボードで「救急の日」及び「救急医療週間」のPRを実施
石川県	「こどもの救急」ガイドブックの作成・配布等									
福井県	・子ども救急医療電話相談事業啓発チラシを事務所内に設置		○			○				
山梨県			○							
長野県	#8000の周知(ラジオ・有線放送スポット、県広報誌)		○	○		○				
岐阜県			○	○	○	○				下呂市の集団救急災害訓練参加
静岡県	HPに掲載					○				
愛知県			○	○	○	○			○	
三重県						○				懸垂幕(1)
滋賀県			○	○	○	○				
京都府	・保護者を対象とした講習会の実施(3箇所) ・市町村主催のイベントへの啓発を目的とした出展(1箇所) ・#8000啓発用チラシの作成・配		○	○	○	○	○		○	
大阪府	ポスター配布		○	○	○	○	○		○	知事救急病院視察
兵庫県	・リーフレットの配布 ・救急医療イベントでの刷度紹		○	○	○	○			○	
奈良県	パンフレットに小児救急について記載・配布		○			○				
和歌山県	「子どもの心肺蘇生法講習会」(3回実施)		○	○	○	○	○		○	応急手当体験コーナー、デモ・普及啓発活動
鳥取県							○			
島根県	・住民向け啓発冊子の配布 ・#8000の啓発(カード配布等)					○				
岡山県	「救急の日」の新聞広報で#8000を普及啓発 #8000の啓発用シールの配布(約40,000枚)	「救急の日」の新聞広報でドクターヘリを普及啓発				○	○		○	模擬訓練1回300人(市町村とあわせて数)
広島県			○	○	○	○	○		○	

山 口 県	広報紙への掲載			○	○	○	○		○	
徳 島 県	HPでの電話相談事業の紹介		○	○	○	○			○	救急医療週間外に救急法講習会・出前講座を実施
香 川 県										
愛 媛 県	CATVで#8000の普及啓発 リーフレットの作成及び報道課		○			○	○			
高 知 県						○				インフォメーションタワー(県庁電光掲示板)への掲載
福 岡 県				○	○	○	○		○	・懸垂幕、パネル等掲示(1箇所1枚) ・封筒に救急の日について記載
佐 賀 県						○	○			・県民日より、県ホームページでの広報活動
長 崎 県	小児救急電話相談のポスター、 名刺サイズ作成	市町が実施する防災訓練 への参加		○		○				
熊 本 県						○			○	
大 分 県		離島搬送訓練				○				
宮 崎 県	ビラ・カード・ポスター配布、 新聞広報		○			○	○		○	
鹿 児 島 県						○			○	[※県と市町村を合算した数字] 懸垂幕(3)、横断幕(2)、 パネル掲示(1)、立看板(16)、 広報車による街頭宣伝(1)、 防災無線による放送(6)
沖 縄 県			○	○	○	○	○		○	・第4回県民救急・災害フォーラムの一環としてAED 普及啓発事業を実施 ・県庁前広場電光掲示板による救急医療週間の周知
計	26	4	24	22	20	40	23	1	23	

15. 救急救命士国家試験合格者の推移

H20.4.10 (第31回合格発表時点)

試験 (試験日)	受験者数	合格者数	合格率	合格者内訳							
				男女別		資格別					
				男性	女性	公的養成所 修了者		民間養成 所修了者	大学卒指 定科目者	法附則2 条特例者	外国免許保持 外国学校卒業者
						救急隊員	自衛隊員				
第1回 (H4.4.19)	4,301	3,177	73.9%	1,260	1,917	351	0	—	0	2,826	0
第2回 (H4.10.4)	1,040	739	71.1%	435	304	240	0	—	0	499	0
第3回 (H5.3.28)	1,563	1,162	74.3%	591	571	366	0	—	0	796	0
第4回 (H5.10.3)	1,583	1,143	72.2%	449	694	247	0	—	0	896	0
第5回 (H6.3.27)	1,751	1,173	67.0%	679	494	524	0	52	0	597	0
第6回 (H6.10.3)	1,295	730	56.4%	460	270	364	0	3	0	363	0
第7回 (H7.3.26)	1,492	1,001	67.1%	718	283	562	23	89	0	327	0
第8回 (H7.10.1)	1,150	763	66.3%	575	188	534	0	3	0	226	0
第9回 (H8.3.24)	1,475	1,132	76.7%	896	236	725	35	119	0	253	0
第10回 (H8.10.6)	1,094	764	69.8%	563	201	533	0	7	0	224	0
第11回 (H9.3.23)	1,402	1,104	78.7%	922	182	744	45	125	0	190	0
第12回 (H9.9.28)	937	705	75.2%	558	147	531	0	2	0	172	0
第13回 (H10.3.22)	1,379	1,132	82.1%	898	234	753	39	123	0	217	0
第14回 (H10.9.27)	938	710	75.7%	633	77	621	0	1	1	87	0
第15回 (H11.3.21)	1,366	1,059	77.5%	933	126	801	40	102	0	116	0
第16回 (H11.9.26)	985	737	74.8%	633	104	619	2	7	1	108	0
第17回 (H12.3.26)	1,534	1,304	85.0%	1,104	200	831	49	257	0	167	0
第18回 (H12.9.24)	903	744	82.4%	632	112	628	0	4	2	110	0
第19回 (H13.3.25)	1,471	1,261	85.7%	1,104	157	839	38	272	2	110	0
第20回 (H13.9.30)	878	738	84.1%	645	93	626	0	18	0	94	0
第21回 (H14.3.24)	1,490	1,325	88.9%	1,127	198	796	46	340	3	140	0
第22回 (H14.9.29)	796	695	87.3%	587	108	582	0	12	0	100	1
第23回 (H15.3.23)	1,535	1,379	89.8%	1,189	190	832	36	391	1	119	0
第24回 (H15.9.28)	808	697	86.3%	591	106	589	0	6	3	99	0
第25回 (H16.3.21)	1,831	1,594	87.1%	1,346	248	832	33	511	123	94	1
第26回 (H16.9.26)	844	690	81.8%	605	85	595	0	15	7	73	0
第27回 (H17.3.20)	1,913	1,688	88.2%	1,439	249	839	35	602	141	71	0
第28回 (H17.9.25)	793	675	85.1%	602	73	590	0	19	8	58	0
第29回 (H18.3.21)	1,967	1,786	90.8%	1,502	284	825	33	678	172	78	0
第30回 (H19.3.25)	2,404	2,081	86.6%	1,850	231	1,146	40	677	177	41	0
第31回 (H20.3.23)	2,523	2,022	80.1%	1,827	195	1,151	37	599	205	30	0
合計	45,441	35,910	79.0%	27,353	8,557	20,216	531	5,034	846	9,281	2

* 公的養成所とは、法第34条第4号による施設（消防関係施設）及び同法第34条第2号による施設（防衛庁関係施設）のことをいう。

* 平成20年12月現在の免許登録者数 35,504名

16. 救急救命士養成所一覧

平成20年4月現在

救急救命士法第34条第1号該当施設 修業年限2年以上（民間施設）

養成所名称	設置主体	課程 (年)	定員(入学定員) (名)	所在地	電話番号	設置年月日	備考
北海道ハイテクノロジー専門学校 救急救命士学科	学校法人 産業技術学園	3	100	北海道恵庭市恵み野北 2-12-1	0123(36)8990	平成4年4月1日	50名×2学級
吉田学園医療歯科専門学校 救急救命学科	学校法人 吉田学園	3	100	北海道札幌市南3条西1丁目	0120(607)033	平成19年4月1日	
国際メディカルテクノロジー専門学校 救急救命士科	学校法人 新潟総合学院	3	40	福島県郡山市方八町 2-4-19	024(956)0163	平成14年4月1日	
東洋パラメディカル学院 救急救命科	学校法人 東洋育英会	2	40	栃木県塩谷郡氏家町 大字馬場410番地	028(681)1301	平成14年4月1日	
太田医療技術専門学校 救急救命学科	学校法人 太田アカデミー	3	50	群馬県太田市東長岡町 1373	0276(25)2414	平成15年4月1日	
国際医療福祉専門学校 救急救命学科	学校法人 阿弥陀寺教育学園	2	80	千葉県千葉市中央区村田町 336-8	043(208)1600	平成10年4月1日	40名×2学級
湘央生命科学技術専門学校 救急救命学科	学校法人 湘央学園	2	40	神奈川県横浜市小園 1424-4	0467(77)1234	平成5年4月8日	
東京医薬専門学校 救急救命士科	学校法人 滋慶学園	3	40	東京都江戸川区東葛西6-16-2	03(3688)6161	平成19年4月1日	
新潟医療技術専門学校 救急救命士科	学校法人 新潟科学技術学園	3	40	新潟県新潟市上新栄町 5-13-3	025(269)3175	平成10年4月1日	
国際医療福祉専門学校七尾校 救急救命学科	学校法人 阿弥陀寺教育学園	3	40	石川県七尾市藤橋町西部1番地	043(208)1600	平成19年4月1日	
長野救命医療専門学校 救急救命学科	学校法人 成田会	3	40	長野県東御市田中66-1	0268-64-6611	平成18年4月1日	
東海医療工学専門学校 救急救命科	学校法人 セムイ学園	2	80	愛知県西加茂郡三好町 三好丘旭3-1-3	05613(6)3303	平成9年4月1日	40名×2学級
日本医療福祉専門学校 救急救命学科	学校法人 珪山学園	2	40	愛知県名古屋市中村区若宮町 2-2	052(482)8878	平成15年4月1日	
名古屋医専 救急救命学科	学校法人 モード学園	3 3	昼間部 夜間部 40 40	愛知県名古屋市中村区名駅 4-27-1	052(582)3000	平成20年4月1日	
東洋医療専門学校 救急救命士学科	学校法人 東洋医療学園	3 3	昼間部 夜間部 40 40	大阪府大阪市淀川区西宮原 1-5-35	06(6398)2255	平成12年4月1日	40名×2学級（昼間部）
大阪医専 救急救命学科	学校法人 モード学園	3 3	昼間部 夜間部 40 40	大阪府大阪市北区大淀中 1-10-3	06(6452)0110	平成12年4月1日	
神戸医療福祉専門学校 三田校 救急救命士科	学校法人 神戸滋慶学園	2	50	兵庫県三田市福島 501-85	0795(63)1222	平成9年4月1日	
福岡医健専門学校 救急救命科	学校法人 滋慶文化学園	3	80	福岡県福岡市博多区石城町 7-30	092(262)2119	平成16年4月1日	40名×2学級
公務員ビジネス専門学校 救急救命士学科	学校法人 教育ビジネス学園	3	100	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-29-8	092(441)0035	平成16年4月1日	50名×2学級
熊本総合医療福祉学院 救急救命学科	医療法人 弘仁会	2	40	熊本県熊本市小山町 920-2	096(380)0033	平成4年4月1日	
定員計			1,290				

救急救命士法第34条第2号該当施設 修業年限1年以上（防衛庁関係施設：養成対象は現職自衛隊員のみ）

養成所名称	設置主体	課程 (年)	定員 (名)	所在地	電話番号	設置年月日	備考
陸上自衛隊衛生学校 救急救命士課程	防衛省	1	25	東京都世田谷区池尻 1-2-24	03(3411)0151	平成6年4月1日	
自衛隊横須賀病院 救急救命士養成所	防衛省	1	20	神奈川県横須賀市長瀬 2-7-1	0468(41)7653 内線350	平成7年4月1日	
自衛隊岐阜病院 救急救命士養成所	防衛省	1	20	岐阜県各務原市 那加官有地無番地	0583(82)1101 内線2754	平成8年4月1日	
定員計			65				